

第6期粕屋町障がい福祉計画
第2期粕屋町障がい児福祉計画
(令和3年度～5年度)

【素案】



令和3年1月13日

目次

第1部 総論.....	- 1 -
第1章 計画の策定にあたって.....	- 2 -
第1節 計画策定の背景.....	- 2 -
第2節 計画の位置づけ.....	- 2 -
第3節 計画の期間.....	- 4 -
第4節 計画の基本理念.....	- 4 -
第2章 障害のある人を取り巻く状況.....	- 5 -
第1節 人口・世帯の状況.....	- 5 -
第2節 障がい者の状況.....	- 7 -
第2部 数値目標.....	- 10 -
第3章 令和5年度に向けた数値目標.....	- 11 -
第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	- 11 -
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	- 13 -
第3節 地域生活支援拠点等の整備.....	- 14 -
第4節 福祉施設から一般就労への移行等.....	- 15 -
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等.....	- 18 -
第6節 相談支援体制の充実・強化等.....	- 20 -
第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	- 21 -
第8節 発達障がい者等に関する支援.....	- 22 -
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	- 23 -
第4章 障がい福祉サービス.....	- 24 -
第1節 訪問系サービス.....	- 24 -
第2節 日中活動系サービス.....	- 28 -
第3節 居住系サービス.....	- 34 -
第4節 相談支援.....	- 36 -
第5章 地域生活支援事業.....	- 38 -
第1節 必須事業.....	- 38 -
第2節 任意事業.....	- 44 -
第6章 障がいのある子どもへの支援.....	- 47 -
第1節 通所支援.....	- 48 -
第2節 障がい児相談支援.....	- 51 -

第4部 計画の推進.....	- 52 -
第7章 計画の推進について.....	- 53 -
第1節 計画の評価・改善.....	- 53 -
第2節 関係機関・事業所等との関係.....	- 53 -
第3節 国や県との関係.....	- 54 -

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成23年8月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが抱げられ、また、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されました。

粕屋町においては、平成30年3月に障害者基本法に基づく「第5期粕屋町障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）と障害者総合支援法に基づく「第5期粕屋町障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期粕屋町障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がい者施策の推進並びに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。

令和2年度には「第5期障がい福祉計画」と「第1期障がい児福祉計画」の計画期間の満了と、国の指針や県の施策動向をはじめとした粕屋町の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」（令和3年度～5年度）」を策定し、粕屋町における障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。

第2節 計画の位置づけ

粕屋町では、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的な計画（以下、「本計画」という。）として策定するものとします。

本計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、及び福岡県の「福岡県障がい者福祉計画」「福岡県障がい児福祉計画」、さらに、粕屋町における上位計画である「粕屋町総合計画」との整合を図りつつ、「粕屋町地域福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、並びに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。

1 障がい者計画(参考)

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、障がい者のための最も基本的な計画です。

2 障がい福祉計画

「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を相互的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めることを目的に策定するものです。

3 障がい児福祉計画

「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めることを目的に策定するものです。

【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい者計画（参考）	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者総合支援法 第 88 条	児童福祉法第 33 条の 20
内容	障がい者施策の基本的 方向性について定める 計画（第 5 期計画は 6 年 1 期とし、R5 年度 まで）	障害福祉サービス等の 見込みとその確保策を 定める計画(計画は 3 年 1 期)	障害児通所支援等の提供 体制とその確保策を定め る計画(計画は 3 年 1 期)



第3節 計画の期間

粕屋町障がい福祉計画と粕屋町障がい児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

<計画の期間>

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第5期粕屋町障がい者計画						第6期粕屋町障がい者計画					
第5期粕屋町障がい福祉計画			今回策定		第6期粕屋町障がい福祉計画		第7期粕屋町障がい福祉計画		第8期粕屋町障がい福祉計画		
第1期粕屋町障がい児福祉計画			第2期粕屋町障がい児福祉計画		第3期粕屋町障がい福祉計画		第4期粕屋町障がい福祉計画				

第4節 計画の基本理念

粕屋町では、第5次粕屋町総合計画（平成28年度～平成37年度）において、まちづくりの基本理念として「太陽と緑のまち」と「協働でつくる安心のまち」を掲げています。

すべての町民が住み慣れた地域の中で、地域社会の一員として、健康で自分らしく充実した生活を送ることができる、互いに支え合い、ともに生きる地域社会の実現を目指します。

障がいのある人の自立と社会参加の実現を図り、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用して、障がいの状況やニーズに応じたサービスの提供や支援を行います。

本計画では、このようなことを踏まえ、第5期粕屋町障がい者計画・障がい福祉計画での基本理念を継承し、「障がいのある人が、安心してともに暮らせるやさしいまち」を基本理念とします。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

1 人口の推移

粕屋町における直近5年間の総人口は平成27年に45,785人であったものが、令和元年には47,938人となり4年間で2,153人増加しました。

人口構成をみると、生産年齢人口(15歳～64歳)と老年人口(65歳以上)は増加しています。

一方、年少人口(15歳未満)は、一定数で停滞傾向がみられます。

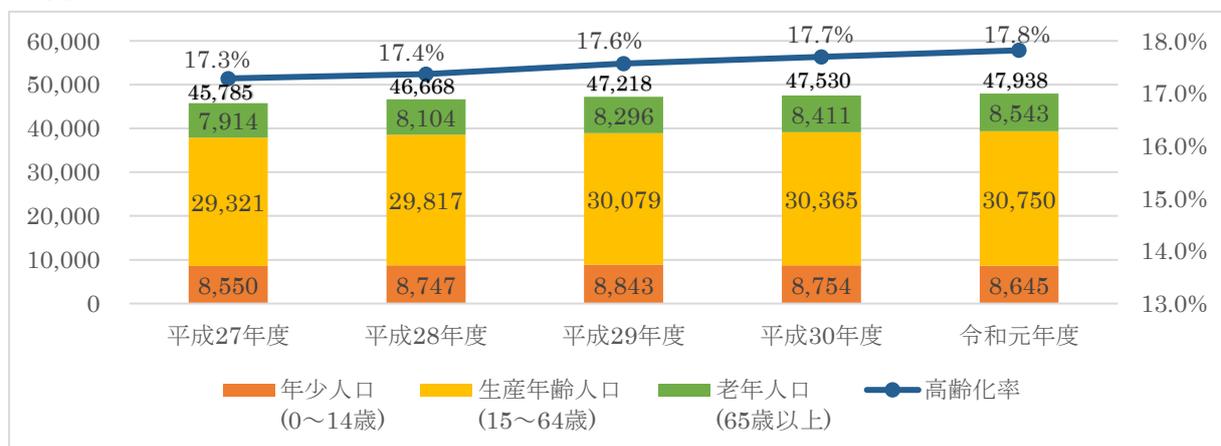
構成比率は大きな変動はありませんが、若干、年少人口の割合が減り、老年人口の割合が増えています。

【総人口・年齢3区分別人口の推移(各年度3月31日時点)】

(人)

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	45,785	46,668	47,218	47,530	47,938
年少人口 (0～14歳)	8,550	8,747	8,843	8,754	8,645
総人口比	18.7%	18.7%	18.7%	18.4%	17.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	29,321	29,817	30,079	30,365	30,750
総人口比	64.0%	63.9%	63.7%	63.9%	64.2%
老年人口 (65歳以上)	7,914	8,104	8,296	8,411	8,543
総人口比	17.3%	17.4%	17.6%	17.7%	18.0%

(人)



2 福岡県との比較

人口構成を福岡県と比較すると年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)は県よりも高く、老年人口(65歳以上)は県よりも低くなっています。これは粕屋町の最大の特徴ともいえます。

また、1世帯あたりの人員は県よりも多くなっています。

【粕屋町と福岡県との比較】

	粕屋町		福岡県	
	平成27年	平成30年	平成27年	平成30年
年少人口(15歳未満)	18.7%	18.4%	13.4%	13.3%
生産年齢人口(15～64歳)	64.0%	63.9%	60.7%	59.2%
老年人口(65歳以上)	17.3%	17.7%	25.9%	27.5%
1世帯あたりの人員	2.40人	2.34人	2.32人	2.24人



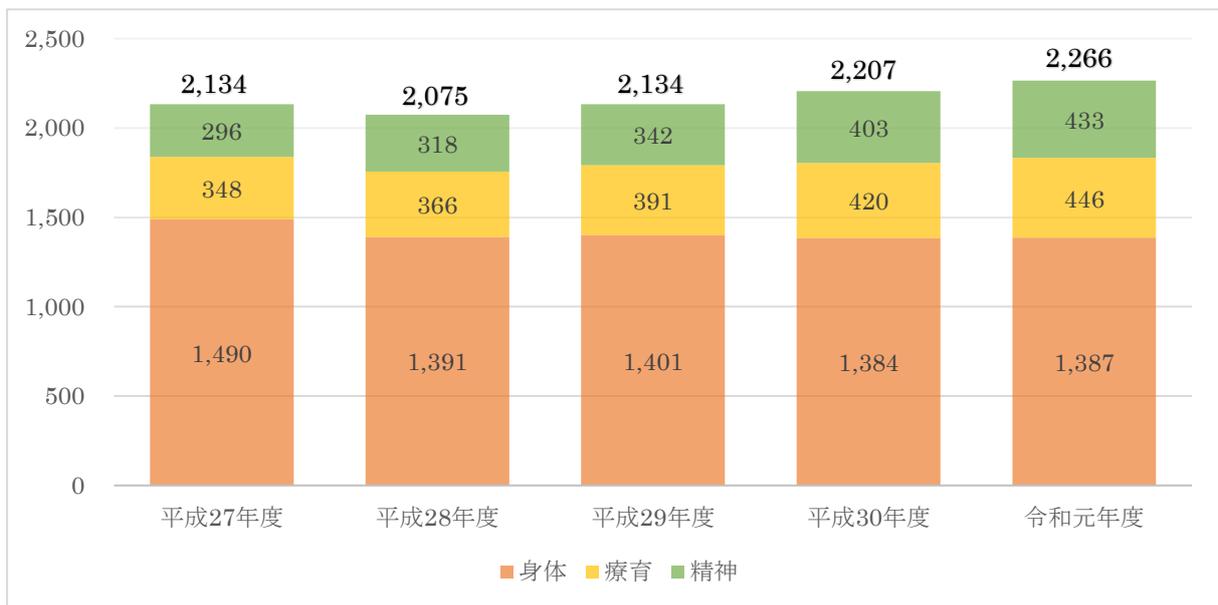
第2節 障がい者の状況

1 障害者手帳所持者の状況

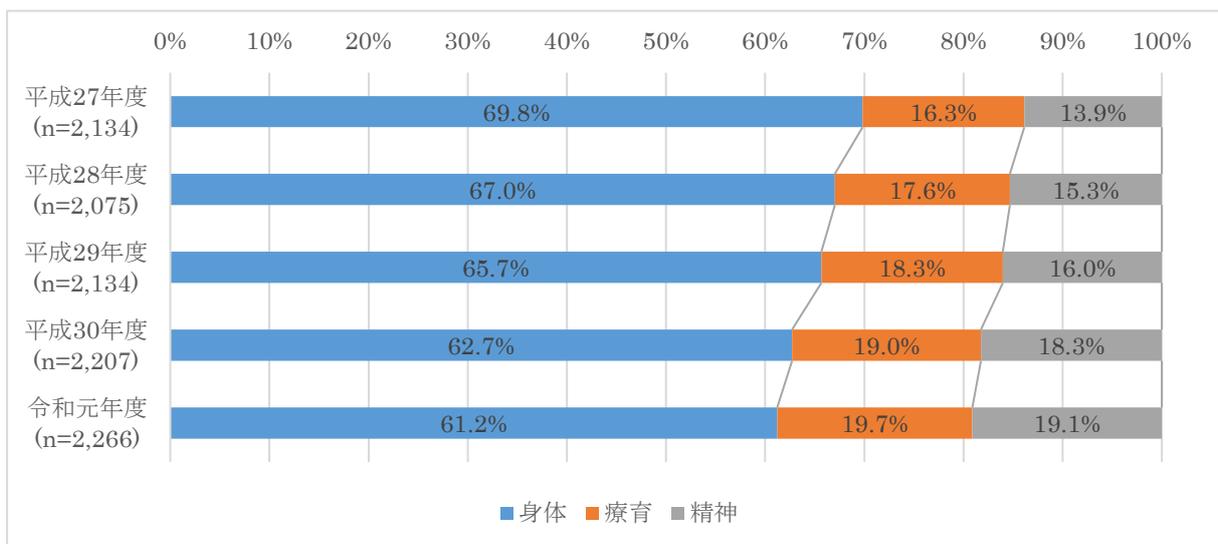
粕屋町の障害者手帳所持者数(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者数、重複含む)は、平成27年度から令和元年度の障害者手帳所持者数をみると、増加傾向にあります。

また、手帳別の所持者数は、身体障害者手帳所持者が減少傾向にある一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、毎年数十人程度の増加がみられます。

(人) 【障害者手帳所持者数の推移(各年度3月31日時点)】



【障害者手帳所持者の構成比(各年度3月31日時点)】

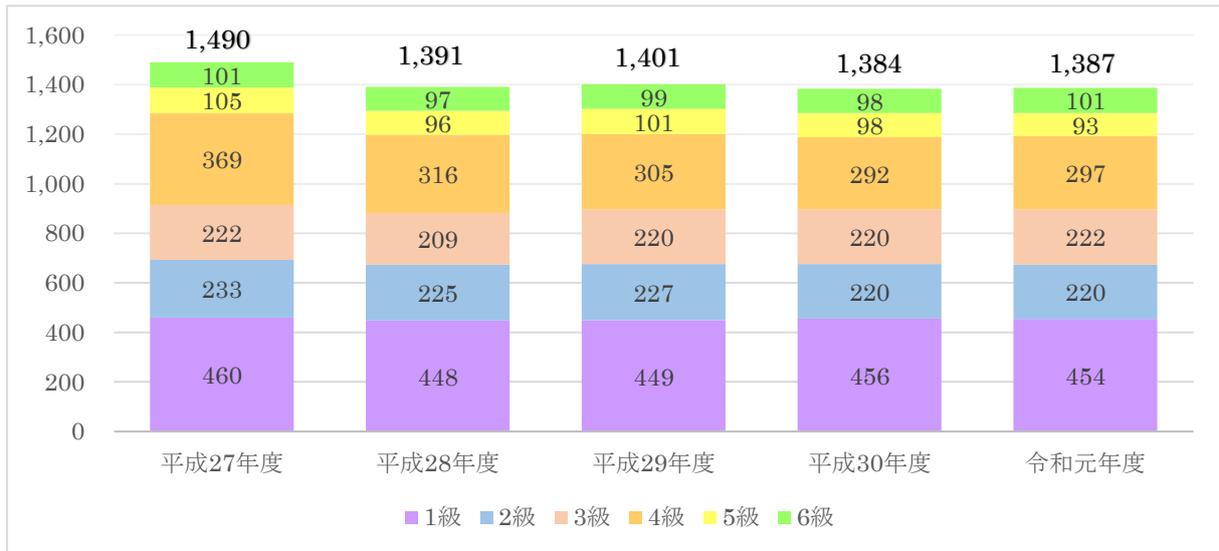


2 身体障害者手帳所持者の状況

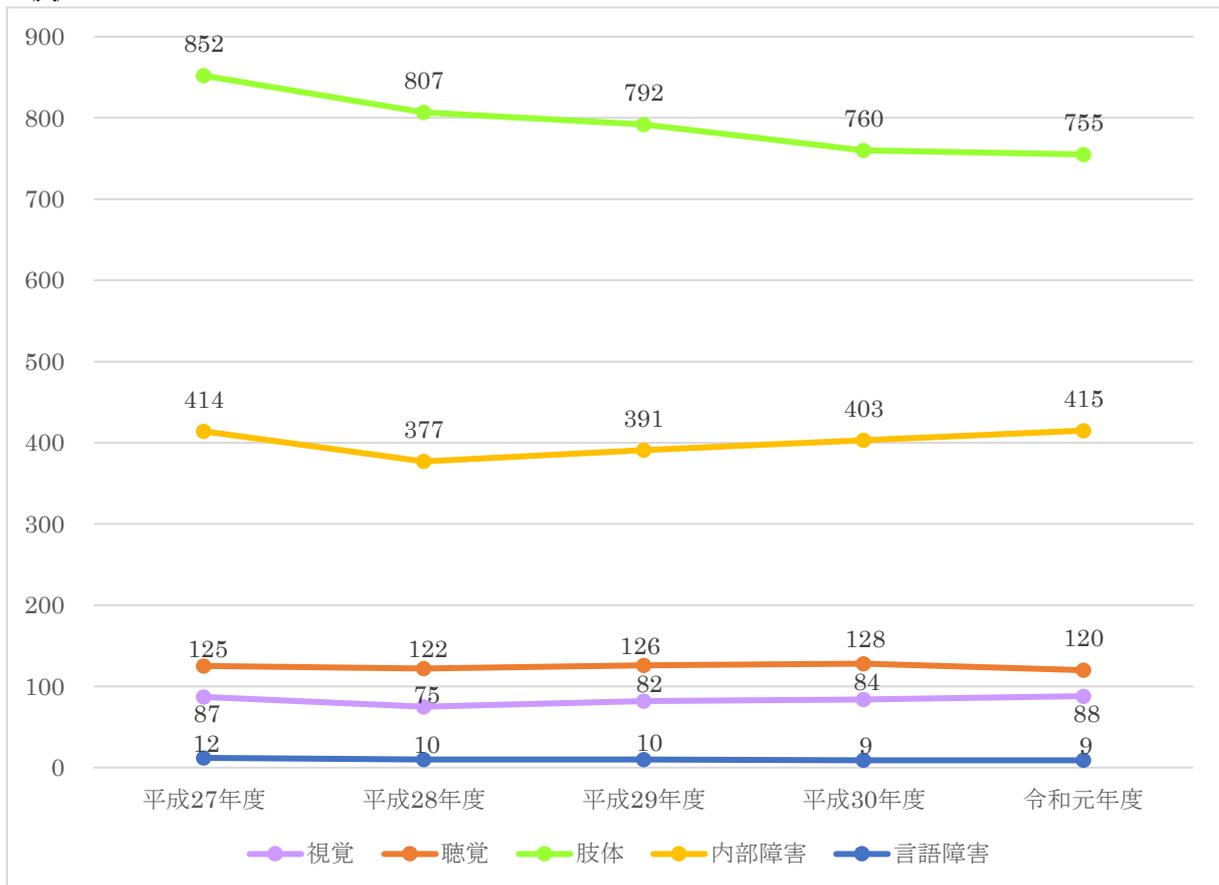
身体障害者手帳の所持者数は、平成30年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度は微増しています。等級別にみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」となります。

障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」となっています。

(人) 【身体障害者手帳所持者数の障害の程度別推移(各年度3月31日時点)】



(人) 【身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別推移(各年度3月31日時点)】

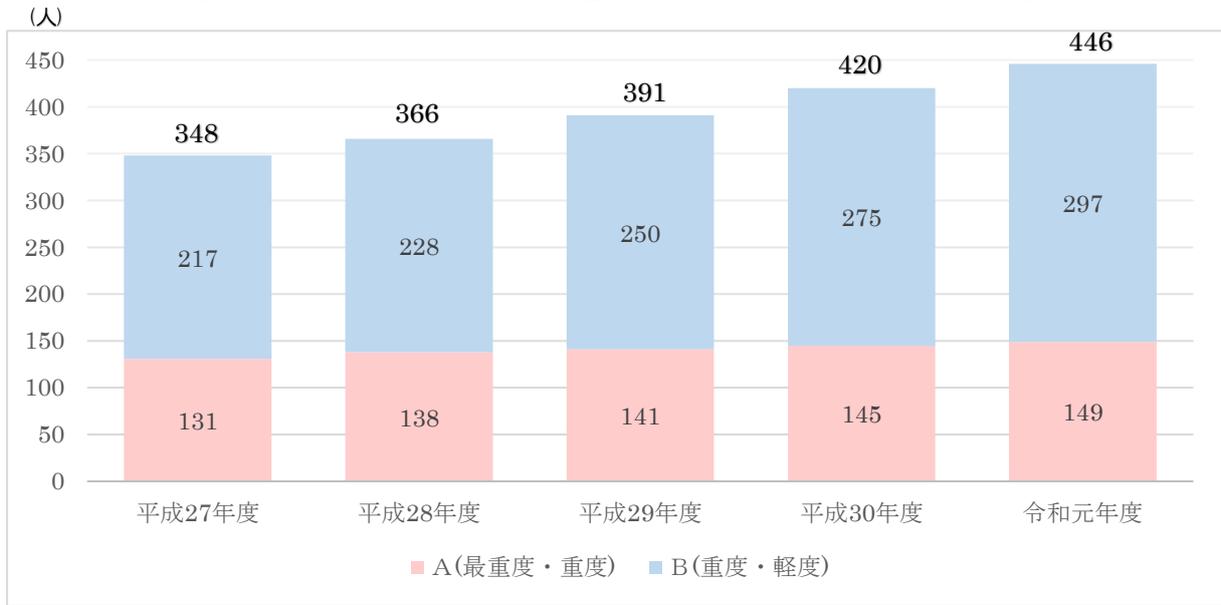


3 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の所持者数は、増加傾向にあります。

程度別にみると、「B」の所持者数が多く、また「A」に比べると5年間の増加割合が高くなっています。

【療育手帳所持者数の障がいの程度別推移(各年度3月31日時点)】

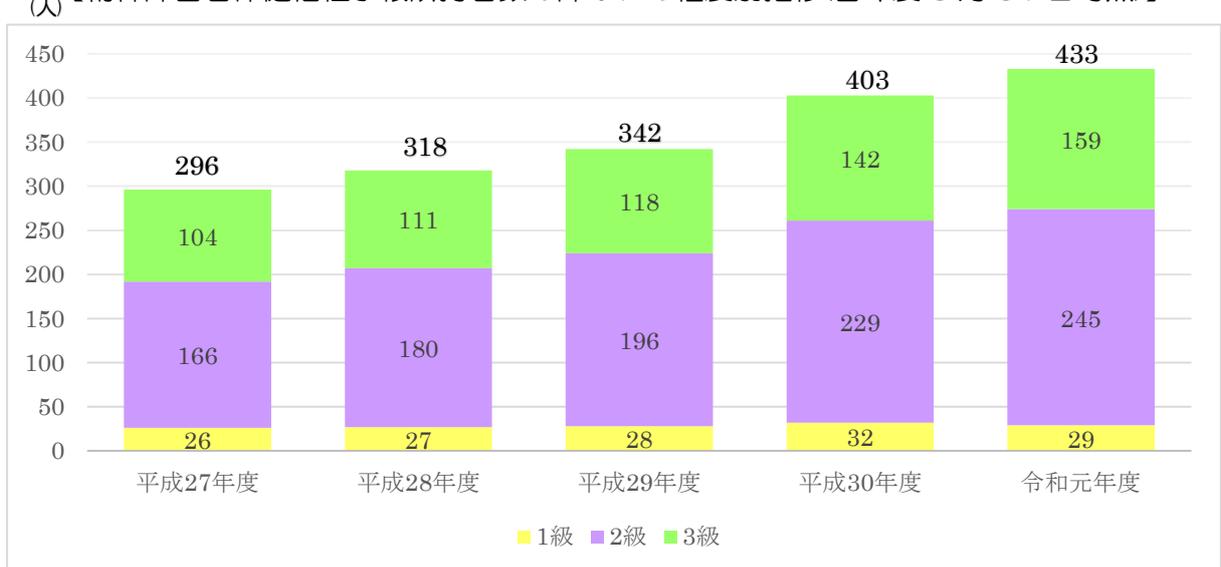


4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳支持者数は増加傾向にあります。

等級別にみると、「2級」が最も多く、また「2級」、「3級」共に増加傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の障がいの程度別推移(各年度3月31日時点)】



第2部 数值目標

第3章 令和5年度に向けた数値目標

障害者基本法の一部改正する法律（平成23年8月5日施行）にて、障がい者の意思決定の支援に配慮するよう明記されました。入院・入所者が住みたいところを選び、自分の暮らしを展開するなど、障がい者本人の意思や希望、選択が尊重される仕組みと選択肢を作ることが求められています。また、障がい者及び障がい児が重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、サービスの拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。

粕屋町では、国の基本指針や、本町のサービス等の実績とこれまでの地域生活移行等の実績などを踏まえて、各項目の数値目標等を次のとおり設定します。

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

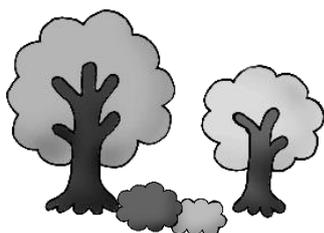
1 国の基本指針に定める目標値

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

2 町の成果目標

令和元年度末時点において福祉施設に入所している者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減に関する目標値を設定します。



項目	数 値	考え方
入所者数（基準値）	24 人	令和元年度末の人数（A）
目標年度入所者数	23 人	令和5年度末時点の利用見込み（B）
目標値 （削減見込み）	1 人	$(A) - (B) = (C)$
	2.4%	$(C) \div (A)$ （国の基準 1.6%以上）
目標値 （地域生活移行数）	3 人	施設入所からグループホーム等への移行者数（D）
	7.2%	$(D) \div (A)$ （国の基準 6%以上）

<考え方>

- 地域生活への移行に関して、その対象者を福祉施設において長期の入所が常態化している者としてします。
- 国の基本指針を踏まえ、地域生活移行者数については、施設入所者の高齢化や障害の重度等の理由により厳しい状況であるため、3人（7.2%）を目標とします。また、施設入所者の削減については、1人（2.4%）を目指します。



第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 国の基本指針に定める目標値

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

2 町の成果目標

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行をすすめていくためには、町や関係行政機関を中心とした地域精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要になります。このようなことから、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような支援にも対応した地域包括ケアシステムの構築をすすめることが大切になります。

精神障がいのある人の地域生活への移行を着実に推進するための目標を設定します。

令和5年度末までに精神障がいのある人の包括的な支援を推進するための保健・医療・福祉関係者による協議の場や開催方法を検討していきます。

精神保健・医療・福祉の連携については、退院後支援会議やケース会議なども含め個別支援対応で随時対応を行っています。また、粕屋保健福祉事務所で開催される（保健所主催の）粕屋地区精神障害者社会復帰促進事業の会議への出席、関係機関との情報共有に努めていきます。



第3節 地域生活支援拠点等の整備

1 国の基本指針に定める目標値

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備

2 町の成果目標

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、安心して暮らしていけるよう居住支援の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点が求められます。粕屋町では地域の実情に応じて地域生活支援拠点を糟屋中南部6町において、面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）で行い、その機能強化を図ります。

整備にあたっては、糟屋中南部6町自立支協議会を中心として、障がいのある人のニーズを総合的に捉えながら進めていきます。また、運用状況の検証、検討を年1回実施していきます。



第4節 福祉施設から一般就労への移行等

1 国の基本指針に定める目標値

- 令和5年度中の一般就労への移行者数は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の一般就労への移行実績はそれぞれ令和元年度の1.30倍以上、1.26倍以上及び1.23倍以上
- 令和5年度において、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業利用者が7割以上
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

2 町の成果目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援事業A型及び就労継続支援B型の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。さらに、障がいのある人の就労定着も重要であることから、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人が、就労の継続を図るために利用する就労定着支援事業の利用者数、事業所の就労定着率の目標値を設定します。



①福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数(A)	10人	基準値 福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数(B)	13人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (B) ÷ (A) = 1.27倍以上

②就労移行支援事業、就労継続支援事業の一般就労への移行

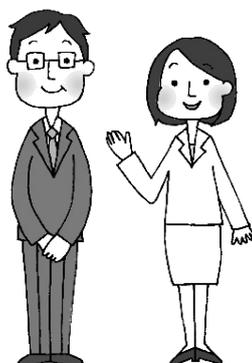
	項目	数値	備考
就労移行支援事業	令和元年度末の利用者数	28人	参考値
	令和元年度末における利用者の一般就労移行実績数	10人	基準値 (A)
	【目標値】 令和5年度末における利用者の一般就労移行者数	13人	令和元年度の1.30倍以上 (A) × 1.30倍以上
就労継続支援 A型事業	令和元年度末の利用者数	31人	参考値
	令和元年度末における利用者の一般就労移行実績数	0人	基準値 (B)
	【目標値】 令和5年度末における利用者の一般就労移行者数	1人	令和元年度の1.26倍以上 (B) × 1.26倍以上
就労継続支援 B型事業	令和元年度末の利用者数	91人	参考値
	令和元年度末における利用者の一般就労移行実績数	0人	基準値 (C)
	【目標値】 令和5年度末における利用者の一般就労移行者数	1人	令和元年度の1.23倍以上 (C) × 1.23倍以上

③ 就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業利用率

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度末における就労移行支援事業等を通じ一般就労する移行者数 (A)	13人	令和5年度末において就労移行支援事業等を利用し一般就労する者の数
【目標値】 令和5年度末において、就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用している者が7割以上 (割合については (B) から (A) を除したもの)	10人 77%	

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値	考え方
令和元年度における 就労定着支援事業数	3箇所	令和元年度末において就労定着支援事業利用者が利用する就労定着支援事業所数
【目標値】 令和5年度末における 就労定着支援事業所数 (A)	4箇所	令和5年度末において就労定着支援事業利用者が利用する就労定着支援事業所数
【目標値】 令和5年度末において就労定着支援事業の就労定着率が8割以上の事業所数 (B)	3箇所 75%	令和5年度末において就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の数が全体の7割以上(割合については(B)から(A)を除いたもの)



第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

1 国の基本指針に定める目標値

- 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置（圏域での設置も可）
- 令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 平成5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を、各市町村にすくなくとも1箇所以上確保（圏域での確保も可）
- 令和5年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域での設置も可）及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

2 町の成果目標

障がいのある子どもを対象とするサービス提供体制等の整備について、以下のとおり目標を設定します。

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の目標

項目	目標値	目標の内容
児童発達支援センター	糟屋中南部圏域 1箇所	令和5年度末時点の 児童発達支援センターの数
保育所等訪問支援	町内1箇所	令和5年度末時点の 保育所等訪問支援を行っている事業所数

② 重度心身障害児を支援する事業所の目標

項目	目標値	目標の内容
児童発達支援	糟屋中南部圏域 1箇所	令和5年度末時点の 主に重度心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の数
放課後等デイサービス	町内1箇所	令和5年度末時点の 主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービスの事業所数

① ②については、利用の動向を鑑み、状況に応じて整備について検討していきます。

③ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の目標

医療的ケア児等の保健、医療、福祉、保育、教育などの関連分野の適切な支援について情報共有を行い、支援について検討していきます。支援の協議の場については、令和2年度に協議の場の設置を予定しており、今後も関係機関と協議をすすめていきます。

医療的ケア児に対するコーディネーターについては、医療ケアが必要な子どもの保護者に対して、相談支援事業を委託している事業所と連携を図り相談支援やサービス利用に係る調整を継続して行います。医療的ケア児等に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置している事業所は、糟屋中南部圏域にあり、今後、町においては状況を鑑み配置を検討していきます。また、事業所に向けてコーディネーターの配置を働きかけます。



第6節 相談支援体制の充実・強化等

1 国の基本指針に定める目標値

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する

2 町の成果目標

糟屋中南部6町の圏域では、「糟屋中南部6町自立支援協議会」において令和2年度より相談支援部会が設置されており、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の目標値を設定します。

相談支援体制の充実、強化等

項目	数値	内容
【目標値】 令和5年度における地域の 相談支援事業所に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	6回/年	糟屋中南部6町の「糟屋中南部6町 自立支援協議会」の相談支援部会の 研修、事例検討会等を取組とする。
【目標値】 令和5年度における人材育成のための 研修開催回数		
【目標値】 令和5年度における地域の相談機関との 連携強化の取り組みの実施回数	12回/年	糟屋中南部6町の「糟屋中南部6町 自立支援協議会」の連絡会等を実施 する。



第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

1 国の基本指針に定める目標値

- 障害福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加人数見込み
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

2 町の成果目標

審査支払システムを活用し請求の過誤を無くすための取り組みを行います。

令和5年度末までに障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を共有する等、サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制構築について目標を設定します。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

項目	数値	内容
【目標値】 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への町職員の参加人数	6人	障害福祉係職員6人が年1回参加
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を事業所と共有する回数	1回	審査結果を分析し事業所と共有する。年1回実施



第8節 発達障がい者等に関する支援

1 国の基本指針に定める目標値

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

2 町の成果目標

発達障がい者等に対して適切な対応ができるよう家族に対する支援体制を確保するためペアレントプログラムを実施します。ペアレントプログラムの受講者数の目標を設定します。

ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

項目	数値	内容
【目標値】 令和5年度におけるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	20人	発達障がい児の保護者、支援者を対象にペアレントプログラムや、保護者同士の意見交換・交流の場の提供、講演会の実施



第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第4章 障がい福祉サービス

各事業について、平成29年度と第5期粕屋町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)における各サービス等の実績(見込も含む)と計画値について整理し、第6期粕屋町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)における各サービス等の計画値を算出しました。

令和2年度のサービスの利用者数及び利用量の実績値(見込)は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等の影響により多くのサービスで減少が見込まれています。

【見込量の算出方法】

平成29年度～令和2年度の各サービスの利用者数及び利用量の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたりの利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。なお、令和2年度の見込値は、令和2年8月までの実績に基づいたものとなります。

第節 訪問系サービス

1 サービス内容、実績及び見込量

サービス種別	①居宅介護
事業内容	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護	実人数(／月)	計画値	46	48	50	52	58	60	63
		実績値	42	46	53	48			
	時間(／月)	計画値	553	535	557	579	853	877	894
		実績値	572	652	805	782			

サービス種別	②重度訪問介護
--------	---------

事業内容	<p>重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p>
------	---

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
②重度訪問介護	実人数(／月)	計画値	0	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	1	1	/	/	/
	時間(／月)	計画値	0	744	744	744	744	744	744
		実績値	0	62	853	616	/	/	/

サービス種別	③同行援護
--------	-------

事業内容	<p>移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担っています。</p>
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③同行援護	実人数(／月)	計画値	4	4	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4	3	/	/	/
	時間(／月)	計画値	119	109	109	109	109	109	109
		実績値	132	98	90	74	/	/	/



サービス種別	④行動援護
事業内容	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
④行動援護	実人数(／月)	計画値	2	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	1	/	/	/
	時間(／月)	計画値	22	25	25	25	25	25	25
		実績値	26	24	20	6	/	/	/

サービス種別	⑤重度障がい者等包括支援
事業内容	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、様々なサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑤重度障がい者等包括支援	実人数(／月)	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	/	/	/
	時間(／月)	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	/	/	/

2 支援の方向性

障がいのある人や障がいのある子ども、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサー

ビスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業所の参入を働きかけていきます。

3 現状の分析と今後の課題

居宅介護は利用者・時間数ともに毎年増加傾向にあります。増加の要因としては、サービス制度が浸透し、ニーズにあったサービス提供が継続できている点があげられます。また、重度訪問介護は平成30年2月より利用者がおり、現在も継続しています。今後も支給量や利用量を見極め、サービス量の適正化を図ります。



第2節 日中活動系サービス

1 サービス内容、実績及び見込み

サービス種別	⑥生活介護
事業内容	<p>常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。</p> <p>このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。</p>

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑥生活介護	実人数(／月)	計画値	63	63	63	64	64	64	64
		実績値	62	64	63	62			
	人日(／月)	計画値	1,277	1,285	1,285	1,305	1,305	1,305	1,305
		実績値	1,265	1,319	1,294	1,272			

サービス種別	⑦自立訓練(機能訓練)
事業内容	<p>身体障がいのある人又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。</p> <p>このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。</p>

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑦自立訓練(機能訓練)	実人数(／月)	計画値	3	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	1	1	1			
	人日(／月)	計画値	37	38	38	38	38	38	38
		実績値	31	2	2	4			

サービス種別	⑧自立訓練(生活訓練)
--------	-------------

事業内容	<p>知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。</p> <p>このサービスでは、施設や病院に長期入所又は長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。</p>
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑧自立訓練 (生活訓練)	実人数(／月)	計画値	4	5	5	5	8	8	9
		実績値	5	5	7	8	/	/	/
	人日(／月)	計画値	51	68	68	68	152	163	175
		実績値	68	86	124	143	/	/	/

サービス種別	⑨就労移行支援
--------	---------

事業内容	<p>就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、就労に関する相談や支援を行います。</p> <p>このサービスでは、一般就労に必要な知識や能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。</p>
------	---

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑨就労移行支援	実人数(／月)	計画値	17	22	26	30	30	30	30
		実績値	19	25	24	24	/	/	/
	人日(／月)	計画値	284	380	449	518	518	518	518
		実績値	317	447	462	436	/	/	/



サービス種別	⑩就労継続支援(A型)
--------	-------------

事業内容	<p>企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p> <p>このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行をめざします。</p>
------	--

【サービスの実績と見込み量】

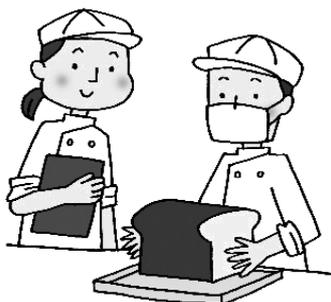
指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
⑩就労継続支援 (A型)	実人数(／月)	計画値	16	17	18	19	26	27	28
		実績値	19	22	24	22			
	人日(／月)	計画値	307	314	332	351	482	492	501
		実績値	351	416	460	447			

サービス種別	⑪就労継続支援(B型)
--------	-------------

事業内容	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p> <p>このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行をめざします。</p>
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
⑪就労継続支援 (B型)	実人数(／月)	計画値	68	70	72	74	85	88	90
		実績値	69	74	77	82			
	人日(／月)	計画値	1,168	1,208	1,243	1,277	1,580	1,680	1,750
		実績値	1,157	1,287	1,353	1,481			



サービス種別	⑫就労定着支援
--------	---------

事業内容	<p>就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整などを事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所、医療機関などを行います。</p> <p>平成30年度から新たに実施された障がい福祉サービスです。</p> <p>このサービスを通じて、通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続と定着をめざします。</p>
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑫就労定着支援	実人数(／月)	計画値	—	7	8	9	10	10	10
		実績値	—	1	4	5			

サービス種別	⑬療養介護
--------	-------

事業内容	<p>医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。</p> <p>このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。</p>
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑬療養介護	実人数(／月)	計画値	5	6	6	6	6	6	6
		実績値	5	6	6	6			



サービス種別	⑭⑮短期入所(ショートステイ)福祉型・医療型
--------	------------------------

事業内容	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p> <p>障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がいなどのある人や子どもが利用する「医療型」があります。</p>
------	---

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑭短期入所 (ショートステイ) 福祉型	実人数(／月)	計画値	16	17	17	17	19	20	21
		実績値	14	18	18	8			
	人日(／月)	計画値	59	81	81	81	81	81	81
		実績値	50	63	62	29			
⑮短期入所 (ショートステイ) 医療型	実人数(／月)	計画値	4	5	6	7	7	7	7
		実績値	4	4	6	2			
	人日(／月)	計画値	11	16	19	22	33	33	33
		実績値	12	21	30	6			

2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用者のニーズの把握に努め、障がい福祉サービス事業所などと連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。併せて、公共職業安定所や保健福祉事務所、商工会、障がい福祉サービス事業所、民間企業、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とのネットワークの形成及び障害者トライアル雇用やジョブコーチ制度などの活用を促進します。

3 現状の分析と今後の課題

自立訓練(生活訓練)と就労継続支援B型は増加割合が大きく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある令和2年度の実績値(見込)も増加が見込まれます。制度の周知が進み、利

用者数が増え、町内の事業所数も増えており、利用枠の増加による利用者数が今後も伸びることが予想されます。

また、社会参加の促進により就労系サービスのニーズは高く、今後も増加する傾向にあり、適正なサービス量の支給に努めます。



第3節 居住系サービス

1 サービス内容、実績及び見込量

サービス種別	⑩自立生活援助
事業内容	<p>施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障がいのある人などが居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題につき、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問をするとともに、必要な場合随時相談に応じ、必要な情報の提供及び助言など援助を行います。</p> <p>平成30年度から新たに実施された障がい福祉サービスです。</p> <p>このサービスを通じて、居宅などでの生活をはじめた障がいのある人の地域生活の継続と定着をめざします。</p>

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑩自立生活援助	実人数	計画値	—	1	2	3	1	1	1
		実績値	—	0	0	0	/	/	/
(内精神障がい者数)	実人数	実績値	—	0	0	0	1	1	1

サービス種別	⑪共同生活援助(グループホーム)
事業内容	<p>障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。</p>

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑪共同生活援助(グループホーム)	実人数	計画値	40	40	41	42	52	54	56
		実績値	42	41	44	50	/	/	/
(内精神障がい者数)	実人数	実績値	10	7	11	14	14	15	15

サービス種別	⑱施設入所支援
事業内容	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑱施設入所支援	実人数	計画値	23	23	22	22	23	23	22
		実績値	23	25	24	23			

2 支援の方向性

共同生活援助（グループホーム）や自立生活援助については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。そのため、地域住民の理解を促すとともに、障がい福祉サービス事業所や障がいのある人にかかわる諸団体などへの情報提供などを行い、整備の支援に努めます。

施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

3 現状の分析と今後の課題

今後も地域移行の促進のためのステップとして共同生活援助や自立生活援助の利用や、介護者の高齢化に伴うサービス利用により、利用者数が増加することが見込まれます。

現在、社会資源が少ない状況にあり利用者の選択肢が限られているため、新規事業所の開所の相談等があれば積極的に対応していきます。



第4節 相談支援

1 サービス内容、実績及び見込量

サービス種別	⑱地域移行支援
事業内容	<p>障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。</p> <p>このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。</p>

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑱地域移行支援	実人数	計画値	0	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			
(内精神障がい者数)	実人数	実績値	0	0	0	0	1	1	1

サービス種別	⑳地域定着支援
事業内容	<p>単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。</p> <p>このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所・退院した人や地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の定着をめざします。</p>

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑳地域定着支援	実人数	計画値	0	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			
(内精神障がい者数)	実人数	実績値	0	0	0	0	1	1	1

サービス種別	②計画相談支援
事業内容	<p>障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。</p> <p>このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。</p>

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
②計画相談支援	実人数	計画値	215	228	239	250	298	308	323
		実績値	217	251	263				

2 支援の方向性

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい者支援施設などに入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着をすすめるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

3 現状の分析と今後の課題

サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者数も増加が予想され、対象者のニーズに応じた適切な相談支援を行えるよう、多くの相談支援事業所に糟屋中南部6町自立支援協議会相談支援部会等の参加を促し、事例検討や講演会等を通じてスキルアップを図ります。

今後、施設入所者や長期入院患者が地域に移行していくためにも、積極的に相談対応をしていきます。



第5章 地域生活支援事業

各事業について、平成29年度と第5期粕屋町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)における各サービス等の実績(見込も含む)と計画値について整理し、第6期粕屋町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)における各サービス等の計画値を算出しました。

令和2年度のサービスの利用者数及び利用量の実績値(見込)は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等の影響により多くのサービスで減少が見込まれています。

【見込量の算出方法】

平成29年度～令和2年度の各サービスの利用者数及び利用量の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたりの利用量を統計学的に予測し、それらを乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。なお、令和2年度の見込値は、令和2年8月までの実績に基づいたものとなります。

第1節 必須事業

1 サービス内容、実績及び見込量

事業内容	障がいのある人が日常生活など社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
------	--

取り組み	○粕屋町人権を尊重する町民のつどい 12月の「人権週間」と「障害者週間」を機会として、人権意識を高め、障がいに対する理解を深めることを目的として開催。 ○ふくしの日 粕屋町では、毎月24日を「ふくしの日」と定め、役場1Fロビーにて町内の障がい者支援団体の周知活動や、障害事業所等の菓子や雑貨等の物販を通して障がい関係者と住民の触れ合いの機会として開催。
------	---

サービス種別	㊸自発的活動支援事業
--------	------------

事業内容	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
------	--

サービス種別	②4相談支援事業
--------	----------

事業内容	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
------	---

取り組み	<p>【障がい者相談支援事業】</p> <p>障がいのある人や家族などの介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。</p> <p>本事業は、粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町の6町の広域で実施しています。</p>
------	--

障がい者 相談支援事業	実施形態	広域：粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町
	実施者	委託先：地域活動支援センター かけはし
	実施形態	広域：粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町
	実施者	委託先：相談支援センター ゆい

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
②4障がい者 相談支援事業	実施箇所数	計画値	2	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2			

サービス種別	②5成年後見制度利用支援事業
--------	----------------

事業内容	障がい福祉サービスを利用、又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
②5成年後見制度 利用支援事業	延べ件数	計画値	0	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1	1			

サービス種別	②⑥成年後見制度法人後見支援事業
--------	------------------

事業内容	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
------	---

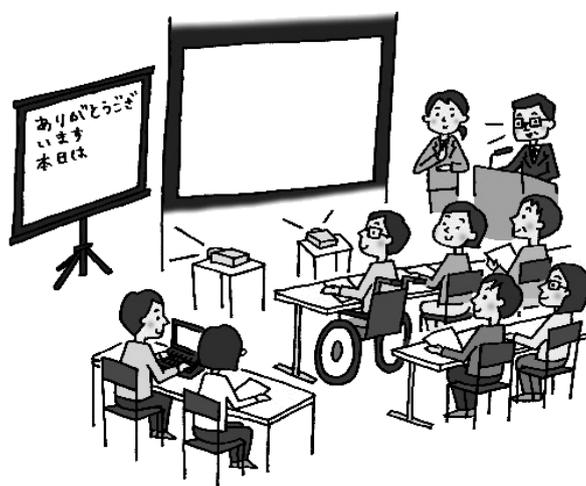
サービス種別	②⑦②⑧意思疎通支援事業
--------	--------------

事業内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
------	---

意思疎通支援事業	実施形態	町単独
	実施者	委託先：社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
②⑦手話通訳者派遣	延べ件数	計画値	108	120	130	140	140	140	140
		実績値	103	75	116				
②⑧要約筆記者派遣	延べ回数	計画値	8	10	10	10	10	10	10
		実績値	8	4	8				



サービス種別	㊸日常生活用具給付等事業
事業内容	障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて、各種の日常生活用具の給付を行います。

介護・訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具及び障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどのうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温その他の障がいのある人の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通 支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作 補助用具	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練 支援用具	延べ件数	計画値	0	1	1	1	3	3	3
		実績値	2	4	3	/	/	/	/
自立生活 支援用具	延べ件数	計画値	10	10	10	10	10	10	10
		実績値	13	8	8	/	/	/	/
在宅療養等 支援用具	延べ件数	計画値	8	5	5	5	5	5	5
		実績値	12	6	4	/	/	/	/
情報・意思疎通 支援用具	延べ件数	計画値	5	3	3	3	3	3	3
		実績値	8	1	1	/	/	/	/
排泄管理 支援用具(※)	延べ件数	計画値	750	780	810	840	860	880	900
		実績値	746	803	811	/	/	/	/
居宅生活動作 補助用具	延べ件数	計画値	1	1	1	1	2	2	2
		実績値	2	3	2	/	/	/	/

※ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とする。

サービス種別	③⑩手話奉仕員養成研修事業
--------	---------------

事業内容	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、粕屋町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③⑩手話奉仕員養成研修事業	受講者数	計画値	5	5	5	5	5	5	—
		実績値	5	5	—	—	/	/	/

サービス種別	③⑪移動支援事業
--------	----------

事業内容	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。 個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援を行い、グループ活動などの複数に対する支援を検討します。
------	---

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③⑪移動支援事業	実利用者数(／月)	計画値	51	50	50	50	52	52	52
		実績値	53	50	52	/	/	/	/
	延べ時間	計画値	4,000	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
		実績値	3,731	3,574	3,461	/	/	/	/



サービス種別	③②③③④地域活動支援センター機能強化事業
--------	-----------------------

事業内容	<p>地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。</p> <p>地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型は、粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町の6町の広域で実施しています。</p> <p>地域活動支援センターⅠ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など（基礎的事業）に加え、その機能を強化するため、専門職（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施するとともに、相談支援事業もあわせて実施します。地域活動支援センターⅢ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会を提供します。</p>
------	---

地域活動支援センター	実施形態	広域：粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町
	実施者	委託先：地域活動支援センターⅠ型 かけはし
	実施形態	広域：粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町
	実施者	委託先：地域活動支援センターⅢ型 ステップアップ

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③②地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	/	/	/
③③地域活動支援センター機能強化事業型	実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有	/	/	/
③④地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	/	/	/

2 支援の方向性

障がいのある人やその家族にとってわかりやすいものとなるように事業内容の広報や啓発の方法を工夫しながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場や活動の場の充実を図ります。また、障がいのある人のニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

3 現状の分析と今後の課題

今後も利用者のニーズの把握や事業者等の意見を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。また今後増加が予想されるサービスについては事業者の意向の把握に努めたいうえで、広く情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を促進します。

第2節 任意事業

1 サービス内容、実績及び見込量

サービス種別	㊸福祉ホーム
--------	--------

事業内容	家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く）に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用できるようにするとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、保健福祉事務所など関係機関との連絡、調整などを行います。
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
㊸福祉ホーム	実利用者数	計画値	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	0	0			

サービス種別	㊹訪問入浴サービス
--------	-----------

事業内容	外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭並びにこれに伴う介護を提供します。
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
㊹訪問入浴サービス	実利用者数(／月)	計画値	1	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	1				
	延べ回数	計画値	50	118	118	118	118	118	118
		実績値	47	60	63				

サービス種別	③⑦日中一時支援
--------	----------

事業内容	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、社会福祉法人や障がい福祉サービス事業所などが、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標		実績			見込み	第6期(見込み)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③⑦日中一時支援	実利用者数(〳月)	計画値	14	15	15	15	5	5	5
		実績値	9	7	3				
	延べ回数	計画値	150	144	144	144	20	20	20
		実績値	154	83	14				

サービス種別	③⑧生活サポート
--------	----------

事業内容	介護給付支給決定者以外の人に対し、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うもので、サービス利用に関する相談を受けながら適宜対応していきます。
------	---

サービス種別	③⑨自動車運転免許取得費助成、④⑩自動車改造費助成
--------	---------------------------

事業内容	障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
------	--

【サービスの実績と見込み量】

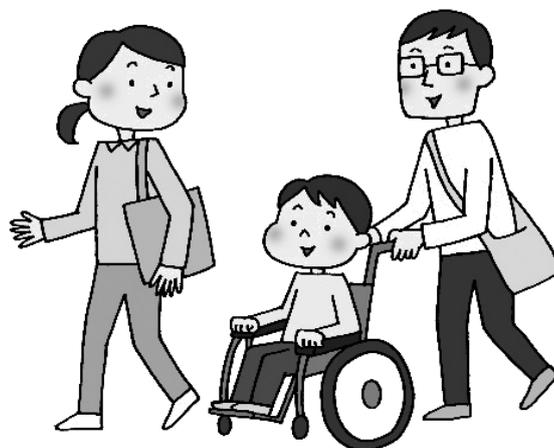
指標		実績			見込み	第6期(見込み)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③⑨自動車運転免許取得費助成	延べ件数	計画値	0	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	0	0			
④⑩自動車改造費助成	延べ件数	計画値	3	2	2	2	2	2	2
		実績値	5	1	3	1			

2 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

3 現状の分析と今後の課題

放課後等デイサービスの事業所が町内に充実し、児童の受け入れ先が増加したため、日中一時支援の利用者数が激減しました。今後も利用者の相談に応じ、サービスの提供を行っていきます。



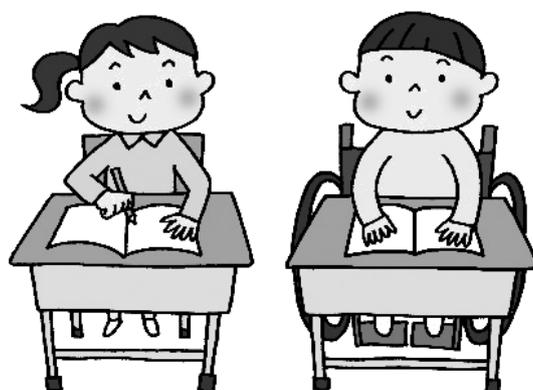
第6章 障がいのある子どもへの支援

各事業について、平成29年度と第5期粕屋町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)における各サービス等の実績(見込も含む)と計画値について整理し、第6期粕屋町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)における各サービス等の計画値を算出しました。

令和2年度のサービスの利用者数及び利用量の実績値(見込)は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等の影響により多くのサービスで減少が見込まれています。

【見込量の算出方法】

平成29年度～令和2年度の各サービスの利用者数及び利用量の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたりの利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。なお、令和2年度の見込値は、令和2年8月までの実績に基づいたものとなります。



第1節 通所支援

1 サービス内容、実績及び見込量

サービス種別	④①④②④③児童発達支援
事業内容	地域の未就学の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の習得又は集団生活への適応のための訓練を行います。 福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」、居宅に訪問して行う「居宅訪問型」があります。「居宅訪問型」は平成30年度から新たに実施される児童発達支援です

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
④①福祉型 児童発達支援	実人数(／月)	計画値	49	56	59	62	86	93	100
		実績値	52	62	80	67	/	/	/
	人日(／月)	計画値	243	277	292	310	620	647	675
		実績値	274	386	570	468	/	/	/
④②医療型 児童発達支援	実人数(／月)	計画値	0	0	0	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	/	/	/
	人日(／月)	計画値	0	0	0	5	5	5	5
		実績値	0	0	0	0	/	/	/
④③居宅訪問型 児童発達支援	実人数(／月)	計画値	—	0	0	1	1	1	1
		実績値	—	0	0	0	/	/	/
	人日(／月)	計画値	—	0	0	5	5	5	5
		実績値	—	0	0	0	/	/	/



サービス種別	④放課後等デイサービス
--------	-------------

事業内容	学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校や関係機関と情報を共有しながら障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
------	--

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
④放課後等デイサービス	実人数(／月)	計画値	112	141	168	194	270	300	330
		実績値	118	162	210	246			
	人日(／月)	計画値	1,347	1,610	1,919	2,216	3,240	3,600	3,960
		実績値	1,460	1,976	2,681	3,162			

サービス種別	⑤保育所等訪問支援
--------	-----------

事業内容	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
------	---

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
⑤保育所訪問等支援	実人数(／月)	計画値	2	2	2	2	4	4	4
		実績値	4	4	4	3			
	人日(／月)	計画値	2	2	2	2	4	4	4
		実績値	2	4	4	3			



2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業所や医療機関等との連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービスやサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

3 現状の分析と今後の課題

粕屋町の特徴として、児童の人数が多く、また放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所が近隣町に比べ、町内に急増しました。さらに、特別支援学級の数や生徒数も増えており、今後も利用対象者の増大が見込まれます。



第2節 障がい児相談支援

1 サービス内容、実績及び見込量

サービス種別	④⑥障がい児相談支援
事業内容	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。

【サービスの実績と見込み量】

指標			実績			見込み	第6期(見込み)		
			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
④⑥障がい児 相談支援	実人数	計画値	163	199	229	259	398	428	458
		実績値	195	258	338				

2 支援の方向性

障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

3 現状の分析と今後の課題

児童の通所サービスの利用が計画値を大きく上回り、今後も利用の増大が見込まれます。対象者のニーズに応じた適切な相談支援を行えるよう、多くの相談支援事業所に糟屋中南部6町自立支援協議会相談支援部会等の参加を促し、事例検討や講演会等を通じてスキルアップを図ります。



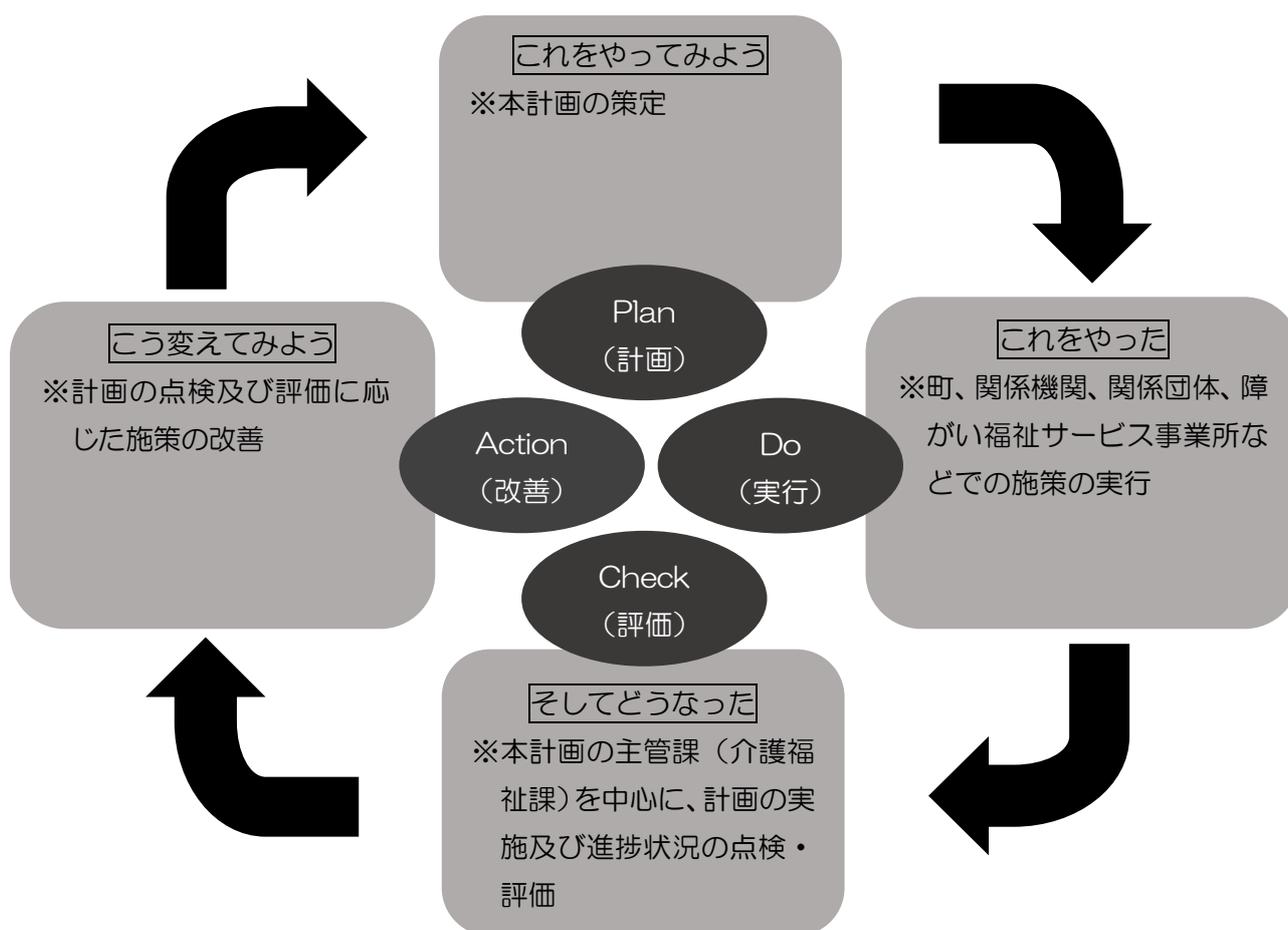
第4部 計画の推進

第7章 計画の推進について

第1節 計画の評価・改善

本計画の効果的な推進を図るため、定期的進捗状況の調査、点検及び評価を行います。その結果、必要があるときは、施策の検討と改善を行いながら、本計画の推進を図ります。

計画の評価・改善については「PDCAサイクル」の基本的な考え方を援用しながら実施します。



第2節 関係機関・事業所等との関係

本計画の総合的な推進のために、福祉、医療、教育、雇用等、様々な関係機関、事業所、関係団体との連携を図る必要があります。糟屋中南部障害者（児）地域自立支援協議会等を通じて、課題解決のための方策の協議や関係機関等との関係を図りながら計画を推進します。

第3節 国や県との関係

本計画の円滑な推進にあたっては、国や県の制度改正等の動向を踏まえて施策を展開していきます。さらに計画を推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度を効果的に活用するなど必要な財源の確保に努めるとともに、利用者負担の適正化を図ります。また、町のみでは対応できない課題については、国や県へ改善を要望し、施策の充実に向けて取り組みます。

